

養育費の確保をサポートします！

ひとり親家庭の方が、子どもの健やかな成長に不可欠な経済的基礎となる養育費を確実に受け取ることができるよう、公正証書等の作成や、保証会社との養育費保証契約に必要な経費を助成します。

【公正証書等とは】

養育費の取決めに関する強制執行認諾約款付公正証書、判決書、調停調書、審判書、和解調書などの債務名義として効力を有するもの

【養育費保証契約とは】

養育費の未払いが発生した場合に、保証会社が立替え、督促することを内容とする契約

●助成内容

(1)公正証書等の作成に要する費用

- ・公証人手数料
- ・収入印紙代及び郵便切手代（家庭裁判所の調停申立てまたは裁判にかかるもの）
- ・戸籍謄本など添付書類の取得費用

(2)養育費保証契約に要する費用

- ・保証会社と養育費保証契約を締結する際に必要な費用のうち、初回保証料として本人が負担した費用

※いずれも令和6年4月1日以降に支出した費用が対象となります。

●助成金額

(1)、(2)いずれも上限 50,000 円

●助成の対象となる方

赤穂市に在住のひとり親家庭の父または母で、次に掲げる要件をすべて満たす方

- ・養育費の取り決めの対象となる児童を現に扶養している
- ・養育費の取り決めに必要な助成対象経費を支出している
- ・公正証書等を有している
- ・養育費保証契約（保証期間が1年以上のもの）を締結している
※(2)の助成金を申請する場合のみ
- ・過去に同様の助成金や補助金を受けていない（他の自治体を含む）



●申請窓口

〒678-0292

赤穂市加里屋81番地（本庁舎1階6番窓口）

赤穂市役所子育て支援課子育て支援係

TEL：0791-43-6808 Mail：kosodate@city.ako.lg.jp



詳細は市ホームページ
をご確認ください